

佐倉市西志津ふれあいセンターにおける指定管理者の管理に係る基準及び業務の範囲等の制定について

「佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例」の一部改正について

条例改正の趣旨

コミュニティセンターは、市民がサークル活動や地域活動などに利用する身近な施設であり、また文化的で豊かな地域コミュニティを育成するために設置されており、市内に4施設（志津コミュニティセンター、西志津ふれあいセンター、和田コミュニティセンター、佐倉コミュニティセンター）あります。

西志津ふれあいセンターは、平成7年7月市の人口の4割を占める志津地区に設置され、サークル仲間の集いや地域の集会、美術作品の展示など地域・文化活動の拠点施設として年間約3万2千人（平成21年度）が利用している施設です。

なお、当該施設は、子どもから高齢者の方まで幅広い世代に利用されている志津図書館、住民票の交付や市税の納付が可能な西志津市民サービスセンターが併設されていることから、多くの市民の方等が集う施設となっています。

コミュニティセンターの指定管理者制度導入については、先に志津コミュニティセンター（1）において、市議会での議決を経て平成21年4月から指定管理者による維持管理と運営がはじまりました。その結果、市の想定委託料額よりも年間約350万円削減（2）される一方で、ホームページの更新や新規パンフレットの作成などサービスの向上が図られるなど一定の導入効果を検証することができました。

- 1) 北志津児童センター、同学童保育所を含む施設全体の維持管理を含む。
- 2) 市債務負担行為設定額（年間）44,296千円、指定管理者業務委託料40,680千円/平成21年度

西志津ふれあいセンターの業務内容の分析等を行ってきた結果、必ずしも高度な専門性や経験が求められる業務でないことや、またその受け手となるべき民間企業等が多数存在することから指定管理者制度の導入は可能であると判断しました。

また、民間事業者の持つ多様なノウハウや創意工夫、新たな発想による運営によって、コミュニティセンターの設置目的がより効果的、効率的に達成され、さらには新たな価値の創出も期待できるものです。

なお、佐倉市指定管理者制度導入基本方針第2版（平成20年4月策定）により、併設している志津図書館及び西志津市民サービスセンターを含む施設（建物）全体の維持管理を指定管理者の業務範囲とすることで制度を導入しようとするものです。

指定管理者制度導入に際しては、併設している志津図書館や西志津市民サービスセンター、他のコミュニティセンターと十分な調整を図ります。

条例改正の概要

1. 指定管理者制度導入関係

指定管理者制度導入にあたり、地方自治法第244条の2により指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めようとするものです。

(1) 開所時間

西志津ふれあいセンターの開所時間は、以下のとおりとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てその時間を変更することができます。

- ・原則として午前9時から午後5時まで
- ・ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、午後9時まで開所することができる。

(2) 休所日

西志津ふれあいセンターの休所日は、以下のとおりとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し又は臨時に休所日を設けることができます。

- ・毎月第2月曜日及び第4月曜日
- ・1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(3) 指定管理者の業務の範囲

西志津ふれあいセンターの指定管理者の業務の範囲は、以下のとおりとします。

- ・西志津ふれあいセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- ・西志津ふれあいセンターの施設及び設備の使用の許可に関すること。
- ・その他市長が必要と認める業務

なお、併設の志津図書館及び西志津市民サービスセンターを含めた施設全体の維持管理については指定管理者の業務とするものです。

(4) 使用の許可

西志津ふれあいセンターを使用しようとする場合は、指定管理者の許可を受けなければならないこととします。

- ・以下のいずれかに該当する場合は、施設等の使用が許可されません。
 - ア) 秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき
 - イ) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき
 - ウ) 管理上支障があると認めるとき
 - エ) その他、指定管理者が使用を不相当と認めるとき
- ・使用の許可を受けた者が以下のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取消し又は施設の使用を制限し、若しくは停止させることができることとします。
 - カ) 条例又は規則に違反したとき
 - キ) 上記のアからエのいずれかに該当したとき
 - ク) 許可を受けた目的以外に使用し、又はその権利を他人に譲渡し、若しくは転貸したことが明らかになったとき

(5) 利用料金

西志津ふれあいセンターの利用者は、指定管理者に対してその使用に係る料金(利用料金)を支払わなければならないこととします。利用料金の金額は、条例に定められた上限の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとします。

施設概要

- (1) 位 置 佐倉市西志津4丁目1番2号
- (2) 概 要 鉄筋コンクリート造 3階建て(地下1階) 5,122㎡
ホール1、展示室(ギャラリー)1、会議室1、屋内駐車場23台
) 志津図書館、西志津市民サービスセンターの併設、屋外駐車場有り
- (3) 開所日 第2・4月曜日、年末年始(1/1~1/4、12/28~12/31)を除く日
- (4) 内 容 ホール、会議室、展示室(ギャラリー)の維持管理・貸出